

# 石岡台地 だより

石岡台地土地改良区  
石岡台地土地改良事業推進協議会

理事長 島田 幸三  
会長

茨城県石岡市貝地二丁目5番5号  
電話（代表）0299-22-2010



石岡台地第1揚水機場（ドローンによる撮影画像）

## も く じ

- ・ 理事長挨拶、新任職員紹介…………… P 2
- ・ 第73回通常総代会について …………… P 3
- ・ 令和4年度予算及び令和2年度決算について …… P 4
- ・ 令和4年度主な補助事業の実施について…………… P 5
- ・ 石岡台地トピックス…………… P 6
- ・ 賦課徴収課からのお知らせ…………… P 7、8



多面的機能の生物調査の様子

## 役員紹介

石岡台地土地改良区理事長

石岡台地土地改良事業推進協議会会長

島田 幸三



立冬の候、組合員並びに係機関の皆様におかれましては、益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より石岡台地土地改良区の業務運営、並びに事業推進に対して、一方ならぬご理解、ご支援を賜りまして、心より厚く感謝申し上げます。

このたびの臨時理事会におきましてご信任をいただき、令和

4年10月19日より理事長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響により、農業情勢並びに当土地改良区を取り巻く環境が厳しい状況にあります。このような中、土地改良区の理事長として、地域の資産である田と畑、並びに一万一千人の組合員に対する責任を痛感しております。

さて、今年は大きな事故もなく夏場の用水を終了しましたが、新型コロナウイルスや国際情勢の影響による物価高騰など、農業経営に多大な負担を強いられております。今後の政府の適切な対応を期待しますとともに、一日でも早く通常の生活に戻ることを切に願っております。

現在石岡台地では、県と管内市町と連携し畑地の整備を進めております。工事が完了した小美玉市の上小岩戸地区、石岡市

の東成井西部地区、そして、今年新たに県営畑総事業として小岩戸地区において23haの整備が始まりました。

また、かすみがうら市においては、新たに企業が農業参入し5haの畑地整備が始まりました。

そして、完了した東成井西部地区は、全国農業農村優良地区コンクールにて営農、農福連携が評価され、農林水産大臣賞を受賞することができました。この場をお借りして御礼を申し上げます。

なお、日頃より管内市町においては、石岡台地土地改良事業推進協議会の畑の整備推進、そしてご支援を賜りありがとうございます。併せて御礼を申し上げます。

結びに、石岡台地土地改良区は組合員の期待に添えるよう、役職員一同職務に邁進する所存でございます。今後ともより一

層のお力添えをお願い申し上げ、ごあいさついたします。

## 新任職員紹介

管理課所属

松沢 辰也



4月から石岡台地土地改良区管理課に配属されました松沢です。先輩方の知識・技能を学び一日でも早く組合員の力となれるように精進してまいりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



## 第73回通常総代会を開催

### 第73回通常総代会付議事項

- 議案第 1号 不納欠損処理（案）の議決について
- 議案第 2号 定款の一部変更案議決について
- 議案第 3号 規約の一部変更案議決について
- 議案第 4号 小岩戸地区一部の編入及び加入金免除の議決について
- 議案第 5号 土地改良区役員並びに総代の報酬及び費用弁償に関する規程の制定（案）議決について
- 議案第 6号 会計細則並びに会計経理に関する書簿の書式規則の廃止及び会計細則の制定案承認について
- 議案第 7号 令和2年度事業報告・財産目録及び会計（一般・特別）収入支出決算の議決について
- 議案第 8号 令和3年度事業計画・会計（一般・特別）収入支出補正予算等専決報告の承認について
  1. 令和3年度事業計画変更
  2. 令和3年度一般・特別会計収入支出補正予算
  3. 諸規程の新規制定並びに廃止及び一部変更等
    - (1) 地区除外等処理規程の一部変更
    - (2) 事務局組織及び事務分掌規程の全部改正
    - (3) 石岡台地土地改良区個人情報保護に関する規程の一部変更
    - (4) 石岡台地土地改良区就業規則の一部変更（第1回・第2回）
    - (5) 臨時職員の任用等に関する規程の一部変更
    - (6) 職員退職給与引当金積立規程、事務所建設基金積立金規程、石岡台地土地改良区農地転用決済金積立金管理運用規程、財政調整基金積立管理規程、施設維持管理基金積立管理規程及び土地改良施設更新基金積立管理規程の一部変更
- 議案第 9号 令和4年度事業計画（案）の議決について
- 議案第 10号 令和4年度賦課徴収額及び納入期日（案）、並びに地区除外決済金算定基準（案）の議決について
- 議案第 11号 令和4年度収入支出予算（案）の議決について
- 議案第 12号 令和4年度農業基盤整備資金借入（案）の議決について
- 議案第 13号 令和4年度現金保管に関する金融機関指定（案）の議決について
- 報告第 1号 滞納処分の経過報告について
- 報告第 2号 県営畑総事業の状況について



（総代会にて挨拶をする  
島田 穰一前理事長）



結果、全議案承認可決されました。

報告事項2件を慎重審議の  
支出予算を含めた議案13件、  
総代を選出し、令和4年度事業計画及び一般会計収入  
総代を75名中3名の出席と書面議決による出席者数  
75名の出席をいただき、議長には、小美玉市の長谷川  
総代を選出し、令和4年度事業計画及び一般会計収入  
支出予算を含めた議案13件、

執行行われました。  
令和4年3月22日（火）石岡台地土地改良区会議室  
において第73回通常総代会を開催しました。国のまん  
延防止等重点措置の中、総代会参加者及び運営関係者  
の健康と安全を最優先に考慮し、開催方法を総代会出  
席による議決ではなく、書面による議決方法とし、関  
係各位のご理解・ご協力のもと、規模を縮小した中で  
執り行われました。

## 第73回通常総代会

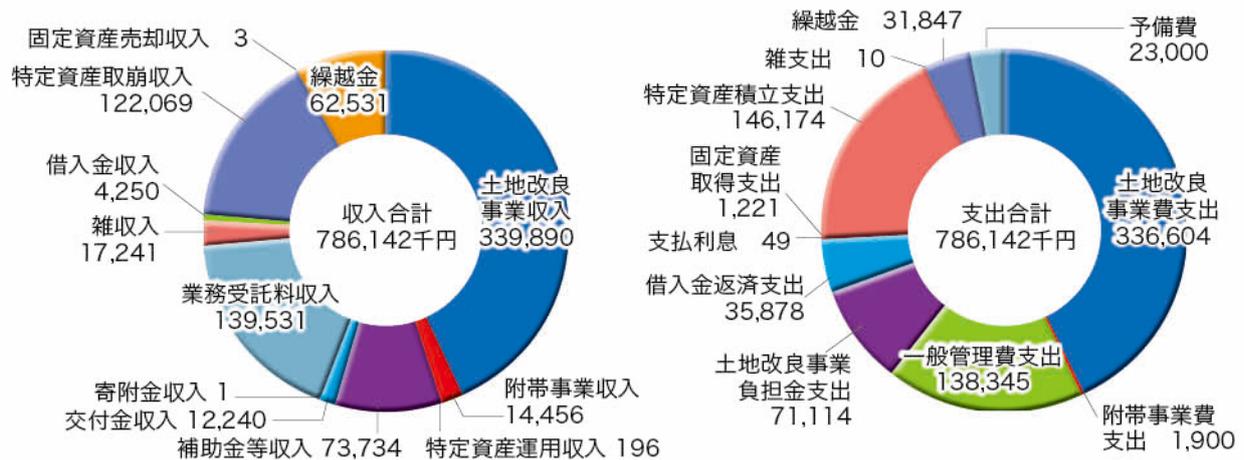


（議事進行をする長谷川議長）

# 令和4年度予算及び令和2年度決算について

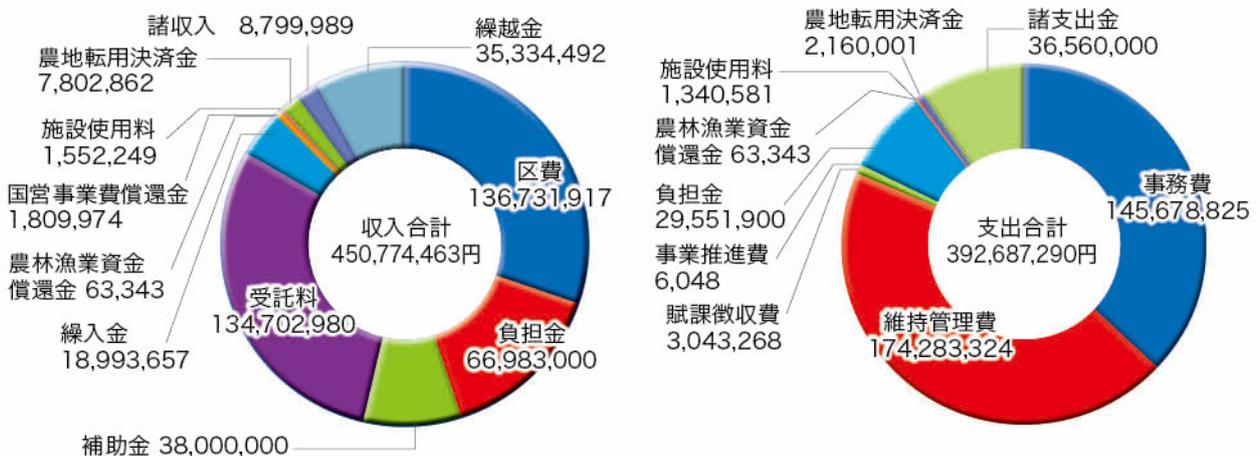
## 令和4年度予算 一般会計

土地改良法の一部改正により、令和4年度より会計方式が単式簿記から複式簿記へ変更となりました。それに伴い5特別会計が一般会計に統合され、地区施設管理特別会計については石岡台地地区維持管理組合運営協議会へ移行しました。



経常賦課金：4,000円/10a 6月賦課 事務費、国営基幹施設の維持管理費

## 令和2年度決算 一般会計



### その他特別会計決算

(単位：円)

会計名	収入決算額	支出決算額	次年度繰越額	摘要
地区施設管理	465,143,254	194,160,599	270,982,655	
維持管理適正化事業	48,422,300	48,422,300	0	
土地改良事業	21,422,640	16,536,454	4,886,186	
経営体育成基盤整備事業	37,519,693	28,975,143	8,544,550	
畑地帯総合整備事業	18,545,024	6,186,983	12,358,041	
積立金	749,203,972	2,394,029	746,809,943	

## 令和4年度 主な補助事業の実施について

(1) 基幹水利施設管理受託事業 事業費 128,000千円

電気料・整備補修費等(国営第1・2・3揚水機場)

(2) 国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型) 事業費 700千円

推進活動・計画策定

(3) 水利施設管理強化事業 事業費 38,000千円

電気料・整備補修等(支線機場、分土工付帯工等)

(4) 土地改良施設維持管理適正化事業 事業費 13,600千円

揚水機場更新(巴川流域第6 機場、巴川流域第10機場)

(5) 県単土地改良事業

恋瀬川上流第3-2地区

(6) 多面的機能支払交付金(農地維持支払交付金・資源向上支払交付金)

地区の維持管理補修・環境整備(事務受託68地区)

(7) 県営畑地帯総合整備事業

区画整理・農道・用水施設整備(東成井西部地区・小岩戸地区)

(8) 県営経営体育成基盤整備事業

暗渠排水工・農業用用水施設の整備(梶無地区第1工区)

(9) 県営ストックマネジメント事業

柴間揚水機場1号ポンプ整備、建屋修繕・水管理設備一部更新



基幹水利受託事業による揚水ポンプの点検整備



維持管理適正化事業によるポンプの更新



多面的機能支払交付金による草刈り作業



県営ストックマネジメント事業による電気設備の更新



## 賦課徴収課からのお知らせ

### 納入に便利な口座振替をご利用ください

令和4年度から納入時期が4月（地区維持管理組合費）と6月（経常賦課金）の年2回となりました。

このため、現金で納入されている組合員の皆様におかれましては、納入手続きの手間が軽減でき、便利で手数料もかからない口座振替（自動引落）のご利用をお願いいたします。

口座振替領収証は原則発行しませんので、納入額は口座振替の預金通帳でご確認ください。なお、発行を希望される方には個別に対応いたします。

※口座振替には所定の申込用紙が必要となりますので、賦課徴収課までご連絡ください。

◎新ひたち野農協 ◎やさと農協 ◎水郷つくば農協 ◎水戸農協 ◎常陸農協

◎ほこた農協 ◎なめがたしおさい農協（玉造支店のみ）

◎常陽銀行 ◎筑波銀行 ◎水戸信用金庫 ◎茨城県信用組合 ◎ゆうちょ銀行

### 期限内に納入しましょう

賦課金を期限内に納入されない場合、督促手数料200円及び未納額に対し未納日数に応じて年14.6%の延滞金が加算されます。

また、「督促状」、「催告状」が送付されても納入されない場合は、納入の意思がないと判断し、「滞納処分（差押え）」を行うことがございますので、期限内に納入されるようお願いいたします。

### 農地を転用するときは決済金の納入が必要です！

農地を農地以外に転用するときは、土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により申請並びに地区除外決済金の納入（意見書交付時）が義務づけられています。

この決済金は、農地転用により土地改良区全体の農地が減少し、維持管理に必要な組合員の賦課金が加重負担にならないよう、負担の公平を図るため納めていただくものです。

公共事業用地（国・県・市町の道路用地等）として買収される場合なども、同様に地区除外決済金の納入が必要となります。公共事業により農地転用するときは、事業主体と十分に協議のうえ、必ずどちらかが当土地改良区へ申請してください。

